

G 7 広島サミット開催記念夜神楽特別公演等実施業務 基本仕様書

1 業務名

G 7 広島サミット開催記念夜神楽特別公演等実施業務

2 業務の目的

G 7 広島サミット開催に向けた市民・県民の歓迎機運を醸成するとともに、本市の伝統芸能及び観光資源である広島神楽の魅力を広く発信する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 6 月 3 0 日（金）まで

4 業務内容

(1) G 7 広島サミット開催記念夜神楽特別公演の実施

ア 開催日時及び開催場所

開催日	開催時間	演目数	神楽団数	開催場所
4 月 2 1 日（金）	17:30～20:00	3 演目	2 団以上	広島城二の丸
4 月 2 2 日（土）	17:30～20:00	3 演目	2 団以上	広島城二の丸
5 月 5 日（金）	17:30～20:00	3 演目	2 団以上	基町クレド ふれあい広場
5 月 6 日（土）	17:30～20:00	3 演目	2 団以上	基町クレド ふれあい広場

※上記内容はG 7 広島サミット関連行事の日程等に合わせ変更する場合がある。
変更する場合は、発注者と受注者で協議の上行うとともに、必要に応じて契約変更を行う。

イ 会場仕様

- (ア) 神楽公演に必要な物品（ステージ、ステージ装飾、ドライアイス、ドライアイスマシン、出演者控室等）を調達し、設営・使用すること。
- (イ) 少雨でも公演を決行できるよう、屋根付きのステージとするなどの雨対策を行うこと。
- (ウ) 観客席を 2 0 0 席程度設けること。
- (エ) G 7 広島サミットの歓迎機運を醸成するため、G 7 広島サミットに関連する会場装飾を取り入れること。
- (オ) 字幕等を表示させるためのモニターを設置すること。
- (カ) チラシ等を配架するためのカタログスタンドを設置すること。

ウ 司会

- (ア) 外国人が多く参加することを想定し、日英 2 言語で行うこと。
- (イ) G 7 広島サミットの歓迎機運を醸成するため、司会等においてG 7 広島サミットのPRを盛り込むこと。

エ 配付物の作成等

- (ア) 外国人が多く参加することを想定し、当日プログラム（広島神楽の紹介や上演演目のあらすじなどを含む。）等の配付物作成は、日英併記又は日英を含む 2 言語以上で行うこと。
- (イ) 神楽公演中に外国人やろう者が公演内容を理解できるよう、日英を含む 2 言語以上の字幕を作成し、モニターに投影すること。
- (ウ) 公演会場内で神楽の成り立ちや特徴などを紹介するパネル展示を日英併記又は日英を含む 2 言語以上で行うこと。

オ 動画の撮影・編集

司会を含む公演を撮影し、今後広島神楽のPRに継続的に使用できるようにすること。また、英語の字幕を挿入すること。

カ 警備等

準備・撤去時間を含む会場及び周辺の安全確保、混雑回避のため、警備員等を配置すること。

キ 来場者数計測

各公演等の来場者数を計測すること。

ク アンケート

本公演等の評価のため、来場者に対するアンケートを作成・実施すること。実施に当たっては、回収率を高める工夫をすること。また、日英2言語以上で実施すること。

ケ 特記事項

- (ア) 本業務に係る発注者との協議は、業務着手時や公演前等に適宜行い、円滑な業務実施に努めること。また、協議後は受注者において議事録を作成し、発注者に提出すること。
- (イ) 本業務の実施に当たっては、広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- (ウ) 実施後は、開催場所の原状回復を行うこと。
- (エ) 本業務の実施に伴い利用申込みや使用許可申請等が必要となる場合は、受注者自ら許可等を得た上で、必要な料金を納入すること。
- (オ) 本業務で水道及び電気等を使用する場合は、原則として受注者が自ら確保すること。開催場所から有料で提供を受ける場合は、受注者が必要な料金を納入すること。
- (カ) 出演神楽団については、受注者と発注者の協議の後、発注者が広島市神楽振興連絡協議会と調整を行い決定する。出演神楽団の決定後、神楽団との間で必要な調整及び謝礼金の支払いは受注者が行うこと。
- (キ) 翻訳を行う場合は、各言語を母国語とする者に、必ず照合させること。
- (ク) 関係者との調整、苦情対応については、受注者の責任において行うこと。
- (ケ) 問い合わせ等に対応すること。
- (コ) 来場者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入すること。また、保険加入後は保険証書の写しを提出すること。
- (サ) 雨天等により屋外での公演等が困難な場合は、発注者と受注者で協議の上、公演中止等の対応を行うとともに、必要に応じて契約変更を行う。

(2) 広報

ア ターゲット区分とターゲットごとの集客目標数を設定し、以下の(ア)(イ)の方法を効果的に用いて公演等の集客をすること。なお、集客目標数は4公演等を合計して800人以上とすること。

(ア) 以下の広報物を作成し、公演等の広報を行うこと。作成に当たっては、日英併記又は日英を含む2言語以上で作成すること。

種別	サイズ	数	備考
ポスター	A2	日英併記の場合： 200以上 言語別の場合： 日本語 180以上 他言語 各20以上	掲示場所については 発注者と受注者で協議する。

種別	サイズ	数	備考
チラシ	A4	日英併記の場合： 3,000以上 言語別の場合： 日本語 2,400以上 他言語 各600以上	配付先については発注者と受注者で協議する。
デジタルサイネージ 縦版	動画の場合： H1280×W720 ピクセル（15秒） 静止画の場合： H1920×W1080 ピクセル	動画の場合： 1つ 静止画の場合： 1～3つ	動画又は静止画で作成すること。 音声を使用できないことを想定して作成すること。
デジタルサイネージ 横版	動画の場合： H720×W1280 ピクセル（15秒） 静止画の場合： H1080×W1920 ピクセル	動画の場合： 1つ 静止画の場合： 1～3つ	動画又は静止画で作成すること。 音声を使用できないことを想定して作成すること。
Dive！ Hiroshima 特集ページ	—	各言語1ページ以上	日英を含む2言語以上で原稿を作成し、必要な画像等を提供すること。ページへの登録作業は発注者が行う。
15秒のPR動画	掲載媒体に合わせる こと。	1つ以上。デジタルサイネージと同内容でも可。	日英を含む2言語以上で作成し、事前に会場内モニターやSNSで放映するなど、効果的に使用すること。

- (イ) 国内外の観光客に広く周知するために、SNS広告等、オンラインの広告を用い、表示数100万回以上とすること。実施に当たって必要なアカウントは、適宜新規で取得を行うか、または、観光政策部が管理する既存のSNS等を使用すること。いずれも、日英を含む2言語以上で効果的に実施すること。また、新規でアカウントを取得した場合は、公演終了後1か月程度でアカウントを廃止すること。

(観光政策部が管理する既存のSNS等)

媒体	アカウント名	言語
Facebook	ひろたび	日本語
Facebook	Explore Hiroshima	英語
Instagram	explore.hiroshima	日本語
YouTube	ひろたび：広島から旅をつくろう	日本語

ウ イベントの開催に当たり、事前に周辺の住民・施設等に説明・周知すること。ただし、これまでのイベント等の実績から不要と判断できる会場についてはこの限りでない。

(3) 自由提案による取組

ア 広島神楽の成り立ちや特徴を紹介する動画の作成・放映等、広島神楽を鑑賞する動機を高める企画や、SNSでの拡散等が期待できる衣装の試着体験等の来場者の満足度を高める企画を提案・実施すること。

なお、企画の実施に当たって、利用申込みや使用許可申請等が必要となる場合は、受注者自ら許可等を得た上で、必要な料金を納入すること。

イ G7広島サミットの歓迎機運を醸成するため、G7広島サミットに関連する企画を提案・実施すること。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者に提出・承認を得ること。実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

受注者は、実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、発注者に変更委託業務計画書を提出し、承認を得ること。

- ア 業務概要
- イ 実施体制
- ウ 実施内容（集客目標の記載を含む。）
- エ 業務工程（スケジュール）
- オ 成果物の内容、部数等
- カ その他

(2) 実施報告書

業務終了後、実施報告書を作成し、発注者に提出・検査を受けること。実施報告書には、次の事項を記載するものとする。

- ア 業務概要
- イ 実施体制
- ウ 実施内容（集客実績の記載を含む。）
- エ 業務工程（スケジュール）
- オ 成果物の内容、部数等
- カ オンライン広告等の運用結果
- キ アンケート結果及び分析
- ク その他

6 成果物

委託業務の実施により生じた成果物（パネル展示等の原稿、パネル、ポスター、チラシ、動画、アンケート結果等）を実施報告書とともに提出すること。なお、成果物のうち、動画や画像等はDVD等の電子媒体に収録して添付すること。

7 成果物の著作権等

(1) 成果物の著作権は、本業務に関わりなく受注者又は第三者が有しているものを除き、発注者に帰属する。

(2) 成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で使用できるようにすること。

8 業務の再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ請け負わせ、又は委任する事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、発注者の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

9 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

- (3) 本業務の実施に際し、第三者等に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上で定める。